

地方税の賦課徴収に関する事務に係る「特定個人情報保護評価書
(全項目評価書)(案)」に対する市民意見提出手続きの実施結果

1 意見募集期間

平成26年10月27日(月)～平成26年11月25日(火)

2 意見提出状況

- (1) 提出者 1人
- (2) 提出意見数 1件
- (3) 提出方法 電子メール1件
- (4) 提出された意見の内訳

区 分	件 数	意見への対応		
		追加修正 するもの	参 考 と するもの	記載済み の も の
リスク対策に関すること	1	0	1	0
合 計	1	0	1	0

3 提出された意見の概要及びこれに対する市の考え方

意見の概要	市の考え方	反映結果
情報漏洩した職員に対する処罰を見直したほうが良いのではないか。	<p>職員が、正当な理由がなく、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルを提供したときは、4年以下の懲役若しくは2百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨の罰則が、番号法に規定されています。</p> <p>この罰則は、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルの重要性に着目し、地方公務員法上及び地方税法上の守秘義務違反の罰則より、強化されたものとなっています。</p> <p>個人情報保護の重要性については、研修などを通じ、職員に周知徹底し、個人の秘密が記録された特定個人情報ファイルが漏れないように努めます。</p>	参 考 と するもの

4 今後のスケジュール(予定)

- 12月中旬 個人情報保護審査会
- 12月下旬 特定個人情報保護委員会(国)へ提出
評価書の公表